

## 今後の浄化槽行政のあり方について（要旨）

平成5年2月19日 生活環境審議会廃棄物処理部会浄化槽専門委員会報告

## 1 合併処理浄化槽の位置づけ

合併処理浄化槽は、以下のような特徴があり、下水道等とは異なったシステムとして理解されるべきものではあるが、素材、構造面の耐久性はいうまでもなく、制度的あるいは社会経済的側面から見ても、恒久的な生活排水処理施設とすることができる。

- (1) 地域における有効なりサイクル型施設
- (2) 住民による生活・環境実感型施設
- (3) 投資効率の高い住民密着型の社会資本

## 2 合併処理浄化槽の計画的普及

## (1) 集落等を単位とした面的整備

地域における目に見える環境改善効果、効率的な維持管理のため、合併処理浄化槽は、集落等を単位として計画的かつ面的な整備を行うべきである。市町村の生活排水処理計画の策定の段階から、地域住民の理解と合意を得るため、地域住民、市町村、民間業者が三位一体となった協議会等の組織化により、地域ぐるみで整備を推進すべきである。

## (2) 生活排水計画の充実

市町村の生活排水処理計画の策定に当たっては、生活排水対策の緊急性、住民の要望、コスト等を十分考慮して合併処理浄化槽の整備区域を積極的に設定し、住民の啓発・指導等計画推進のための方策のほか、廃棄物の減量化、再生利用の方向等を踏まえた浄化槽汚泥の処理方法等を明らかにすべきである。

## (3) 既設単独処理浄化槽の合併処理化

合併処理浄化槽整備区域内に設置された単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への付換え、変則合併処理化を促進するため、これらの世帯に対する設置費の助成を手厚くするなど市町村による支援を講じるべきである。

## (4) 生活排水処理計画の実現のための住民指導のあり方

将来的には、法律による国民に対する生活雑排水処理の義務づけが検討されるべきであるが、それまでの間、地域住民の合意が得られる場合には、市町村の指導要綱、さらに条例による合併処理浄化槽の設置義務づけなどの措置が検討されるべきである。こうした積極的な対策を講じる市町村に対しては、設置整備事業の国庫補助における優先的な採択を含め、国等による支援措置が考慮されるべきである。

生活雑排水処理の法律上の義務づけについては、下水道等公的な処理施設の整備の有無による住民負担、事業系排水に対する規制を考慮しつつ、今後検討すべきである。水道水源地域等特定の公共水域の水質保全のため、住民による生活雑排水の処理の義務づけが特に必要な場合には、制度的な対応についての検討を急ぐべきである。この場合には、国庫補助の優先採択が考慮されるべきである。

## (5) 合併処理浄化槽設置整備事業等の効果的な推進

国は、維持管理が容易で性能の安定した合併処理浄化槽の普及、生活排水処理計画に関する市町村への情報提供、合併処理浄化槽整備計画の事業承認を行った市町村への優先的な国庫補助、合併処理浄化槽への付換え等促進のための具体的な方策について検討を行うべきである。

## (6) 広域的調整等

都道府県は、市町村にまたがる河川等の流域全体について、生活排水処理対策を総合的に調整するための助言、指導を行うほか、住民啓発や、保健所等を通じた地域の関係者への理解の徹底等により、合併処理浄化槽の円滑な整備に積極的な役割を果たすべきである。

## 3 浄化槽の適正な維持管理の実施

### (1) 浄化槽の維持管理の課題

国は、保守点検及び清掃について、浄化槽法に基づく有資格者による実施、業者間の連携、実務者の資質の向上等を図り、これらの制度、料金等に対する国民の理解が得られるよう技術上の基準の見直し、作業の具体的なガイドラインの作成、実務者等の再教育等必要な措置を講じるべきである。

浄化槽法に基づく法定検査の受検率の低い地域にあってはその向上のため努力する一方、検査体制等についても抜本的な見直しを行うとともに、検査の結果改善を指摘された浄化槽について確実に改善されるよう、浄化槽の機能について保証等を行う制度の推進を図る必要がある。

### (2) 生活用品やディスプレイへの対応

浄化槽がその機能を十分に発揮できるよう、日常よく使われる生活用品やディスプレイからの厨芥について、これらが浄化槽の機能に与える影響について科学的な評価を行い、これに基づく住民指導等必要な措置を講じるべきである。

### (3) 浄化槽設置者等の組織による適正かつ効率的な維持管理

設置者と維持管理業者との委託契約、料金の支払い等の事務を一括して行い、設置者の利便を図ることにより適正な維持管理を確保するため、浄化槽設置者等により構成される維持管理組織に対し、市町村は、その設立及び安定的な運営のため、積極的な支援を行うべきである。これらの組織には法人格を付与することも検討されるべきである。

### (4) 浄化槽汚泥の処理・再生利用

浄化槽汚泥の処理・再生利用に関し市町村の処理体制を整備するとともに、衛生的安全性の確保を図る制度を設けることにより、民間における再生処理を奨励していく方策を検討すべきである。

## 4 浄化槽の技術革新等

(1) BOD除去性能の高度化、コンパクト化、窒素の除去、膜処理の導入、汚泥処理技術等についての研究

(2) 新たに開発された技術が円滑に実用化されるような諸制度の運用

(3) 小規模な事業系排水への浄化槽技術の応用

## 5 その他

(1) 指定検査機関による検査体制の強化、技術者の養成の一層の充実

(2) 浄化槽に関する開発途上国への技術移転や先進諸国との技術交流

(3) 浄化槽相談員の活用等による地域住民の諸活動や学校教育の場における合併処理浄化槽についてのPRと啓発

(4) 浄化槽が国民に末永く愛されるよう、浄化槽関係業界団体による業種の枠を越えた協力

# 今後の浄化槽行政のあり方について

## 浄化槽専門委員会報告書

平成5年2月19日

生活環境審議会廃棄物処理部会

浄化槽専門委員会

## 目次

はじめに	1
1 合併処理浄化槽の位置づけ	
(1) 浄化槽の位置づけ	3
① 生活排水処理施設としての位置づけ	
② 地域における有効なりサイクル型施設としての位置づけ	
③ 住民による生活・環境実感型施設としての位置づけ	
④ 投資効率の高い住民密着型社会資本としての位置づけ	
(2) 新しい位置づけを踏まえた浄化槽行政の展開の必要性	6
2 合併処理浄化槽の計画的普及	
(1) 合併処理浄化槽の計画的普及の意義と必要性	7
① 集落等を単位とした面的整備	
② 地域住民の理解と合意による普及	
(2) 生活排水処理計画における合併処理浄化槽の整備推進方策	7
① 市町村の生活排水処理計画の策定のあり方	
② 合併処理浄化槽整備区域の積極的な設定	
(3) 生活排水処理計画の推進方策	9
① 住民参加による組織的な対応	
② 既設単独処理浄化槽の合併処理化	
③ 生活排水処理計画の実現のための住民指導のあり方	
(4) 合併処理浄化槽設置整備事業の効果的な推進方策	11
(5) 広域的調整等	12
3 浄化槽の維持管理の適正な実施	
(1) 維持管理の現状と課題	13
① 保守点検	
② 清掃	

③ 法定検査	
④ 維持管理の費用	
⑤ その他	
(2) 新しい維持管理システムのあり方	15
① 個人管理の意義と問題点	
② 組織的維持管理の必要性	
③ 維持管理組織のあり方	
(3) 浄化槽汚泥の処理のあり方	17
① 市町村における汚泥処理体制の整備	
② 浄化槽汚泥処理における民間活用	
③ 浄化槽汚泥からの再生物の利用の拡大方策	
4 浄化槽の技術革新等	
(1) 技術開発等	20
① 生活排水の高度処理等	
② 汚泥処理技術	
③ 合併処理浄化槽の整備効果の評価システム	
④ その他	
(2) 事業系排水への浄化槽技術の利用	21
(3) 研究体制の拡充強化	22
5 その他	
(1) 検査体制の強化と養成研修の充実	23
(2) 開発途上国への技術移転等	23
(3) 国民への普及啓発の一層の推進	24
(4) 浄化槽関係業界団体の役割	24
(参考1) 浄化槽行政の歴史	25
(参考2) 生活排水処理計画について	28
(参考資料)	31

## はじめに

現在、国民の半数近くが生活排水の適正処理を実施しており、また、トイレの水洗化人口は、国民の約7割となっている。

この中で浄化槽は、し尿又はし尿と併せて生活雑排水を処理する施設として国民の間に普及定着しつつあり、平成3年3月末現在、全国で約684万基が設置され、国民の4人に1人はこれによりトイレの水洗化を実現している。また、地球環境問題への関心が高まる中、河川や湖沼等の公共用水域の水質保全のための生活排水対策が急務となっており、昨年6月に閣議決定された「生活大国5か年計画」においては、快適な生活環境の形成の観点から、生活に関連した社会資本整備として、合併処理浄化槽の整備を促進すべきことが盛り込まれたところである。

このように浄化槽、とりわけ合併処理浄化槽は、新しい生活排水処理施設として、地域において生活排水処理計画を策定し、推進する市町村をはじめ、各方面から大きな期待と関心を集めている。

一方、国及び地方公共団体の浄化槽行政については、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする浄化槽法が、昭和60年10月から全面的に施行され、これによりし尿及び生活雑排水の適正な処理が図られてきたところである。さらに、昭和62年度に創設された合併処理浄化槽設置整備事業は、事業実施市町村数が初年度の55から平成4年度には約1,400と急速に増加し、国庫補助金もこれに対応して増額が図られ、地域における合併処理浄化槽の普及促進に大きな役割を果たしてきたところである。

このように、合併処理浄化槽に対する国民の期待と関心の高まりをはじめ、浄化槽をとりまく環境は、社会経済的にも技術的にも大きく変化しつつあることから、今後の浄化槽行政は、これらを十分に踏まえて展開が図られ、生活大国にふさわしい快適な生活環境の形成に寄与することが求められる。

浄化槽専門委員会では、これまで、浄化槽行政に関し、昭和62年11月の「既設浄化槽対策について」及び同63年6月の「生活排水処理体系の中での浄化槽のあり方」と、二度にわたり報告を行ってきたところである。本報告は、これらの内容及びその実施状況をも勘案しながら、今後の浄化槽行政のあり方に関し、合併処理浄化槽の計画的な普及の

あり方、浄化槽の維持管理の適正な実施を中心に、昨年6月以来4回にわたって行った審議の結果をとりまとめたものである。

## 1 合併処理浄化槽の位置づけ

### (1) 浄化槽の位置づけ

浄化槽、具体的には合併処理浄化槽は、浄化槽法の施行及び各市町村の合併処理浄化槽設置整備事業の進展等により、国民生活に一定の普及、定着をみつつある。

浄化槽は、法制度上、し尿や生活雑排水を処理する施設のうち、下水道とコミュニティ・プラント以外の施設の総称であり、各家庭ごとに設置される小型のものから団地等に設置される大型のものまであり、それぞれ社会的に大きな役割を果たしているところであるが、以下においては、合併処理浄化槽設置整備事業の主たる対象である、家庭用の小型合併処理浄化槽を念頭に検討することとする。

合併処理浄化槽は、これまでも市町村の生活排水処理計画において、下水道や農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等他の生活排水処理施設と相互に調整しつつその整備が図られているが、比較的新しい生活排水処理施設として社会的な期待と関心が高まる中で、各方面で様々な観点からの議論が展開されている。このような状況を踏まえ、他の生活排水処理施設との役割分担をしつつ、合併処理浄化槽の整備普及を積極的に推進するため、その位置づけを改めて明確にしておく必要がある。

#### ① 生活排水処理施設としての位置づけ

浄化槽法には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽が規定されているが、同法により、公共用水域等への放流にあたって浄化槽による処理を義務づけられているのはし尿のみである。

また、建築基準法においても、トイレを水洗化する場合の設備としては、単独処理浄化槽についてのみ設置義務が定められている。これは、トイレには汲取りと水洗があるが、前者はし尿収集の制度による処理が前提であるのに対し、後者はし尿の処理水が直接近隣の側溝、河川等に放流されることが前提であるため、保健衛生上の観点から、その処理の方法を定めたことによるものである。

浄化槽法上、合併処理浄化槽についても規定されているのは、このタイプの浄化槽が現に国民の間に普及し利用されていることから、その適正な設置や維持管理についても法制度により担保する必要があるためであり、生活雑排水をし尿から独立した規

制の対象とするものではない。

一方、生活雑排水の適正な処理のため、昭和59年度に生活排水処理施設への国庫補助制度が創設され、その後昭和62年度より、地域の一般廃棄物処理責任者の立場から合併処理浄化槽の設置整備を図る市町村に対して国庫補助を行う事業が開始され、合併処理浄化槽は生活雑排水の処理施設としての性格をも強めてきたところである。

このような意味で、合併処理浄化槽は、し尿の適正処理を確保しつつ、生活雑排水の適正処理をも併せて行うことのできる、有効な生活排水処理施設として位置づけることができる。

#### ② 地域における有効なリサイクル型施設としての位置づけ

平成3年の再生資源利用促進法の制定や廃棄物処理法の改正にみるように、廃棄物のリサイクルは今後の廃棄物処理行政の大きな課題である。この点に関しては、合併処理浄化槽は、日常生活に伴って生じるし尿及び生活雑排水を、排出者である地域住民の身近なところで適正に処理する施設であり、その処理水を庭への散水や近隣のせせらぎ回復に利用されることが期待できたり、浄化槽内に発生する汚泥を用いてコンポスト（堆肥）を生成できるなど、生活排水のリサイクルについて多くの可能性を有しており、既に一部の地域では実践もされているところである。

し尿のリサイクルという観点からは、汲取りし尿の農村還元がその典型であるが、水洗トイレの要請と生活雑排水の適正処理を併せて実現するという点で、合併処理浄化槽による生活排水のリサイクルは、同様に有効なものといえる。

このような意味で、合併処理浄化槽は、地域における有効なリサイクル型施設として位置づけるべきである。

#### ③ 住民による生活・環境実感型施設としての位置づけ

住民の立場から浄化槽をみたととき重要となるのは、トイレの水洗化という生活の利便と、生活排水処理を通じての環境保全に対する実感の2点である。

生活の近代化、快適な生活環境への要請、日常の健康管理に果たす役割を考慮すると、水洗トイレは、将来的には全ての国民が享受すべき利便と考えられる。したがって、これを達成する方法が、浄化槽であるか下水道等他の生活排水処理施設であるかを問わず、水洗トイレは、生活大国にふさわしい快適な生活を実感できる利便として

積極的に推進されるべきである。特に、近年我が国の人口の高齢化が急速に進む中で、介護を要する高齢者等にとっての快適な生活環境づくり、過疎化する農山漁村の振興対策という観点からも、トイレの水洗化は一層重要な課題となってきた。

また、生活排水の処理を通じて、住民が環境保全に対する実感を得られることは、環境にやさしいライフスタイルを推進するうえで重要である。換言すれば、日常生活の中で生活排水処理を行うことにより、その環境保全への効果を身近にかつ具体的に体験できるということである。特に合併処理浄化槽の場合は、例えば台所で使った油を流さない等の各家庭での努力がそのまま処理水の質の改善に反映するほか、その処理水を庭への散水や洗車等に再利用できたり、身近な水路や河川等に返してその水量を確保できる等により、住民自身による生活環境改善への強い動機づけが期待できるものである。

また、合併処理浄化槽は、生活排水の排出者である住民自身が設置及び管理を行い、その費用を直接負担することから、環境保全に対するコスト意識が日常生活の中で醸成され、環境保全を志向した効率的な社会システムの形成に貢献することも期待される。

このような意味で、合併処理浄化槽は、住民による生活・環境実感型施設として位置づけることができる。

#### ④ 投資効率の高い住民密着型社会資本としての位置づけ

政府の「生活大国5か年計画」においては、社会資本の一つとして合併処理浄化槽の整備を促進することとされているが、合併処理浄化槽は、以下のように、住民が自ら費用を負担して設置し、その後の維持管理にも住民が直接責任をもつ施設である点に、市町村が設置し、その責任で維持管理が行われる、下水道等他の生活排水処理施設とは異なった大きな特徴がある。

また、生活排水処理施設の設置に要する費用を、処理人口1人当たりに換算して比較すると、地域により差はあるものの、合併処理浄化槽、特に家庭用の小型のものは、他の生活排水処理施設に比べ極めて低廉な場合が多く、また、短期間の工事でもどこにでも設置できる等のメリットも考え合わせると、生活排水処理のための市町村あるいは国による投資という面から、その効率は極めて高いものといえる。

このような意味で、合併処理浄化槽は、投資効率の高い住民密着型の社会資本とし

て位置づけることができる。

## (2) 新しい位置づけを踏まえた浄化槽行政の展開の必要性

以上のように、合併処理浄化槽は、住民密着型の社会資本として投資効率の高い生活排水処理施設であるだけでなく、国民一人一人の生活にとけ込んだ、環境保全効果を実感できるリサイクル型の生活排水処理施設であることから、下水道等他の生活排水処理施設とは異なったシステムとして理解されるべきものではあるが、素材及び構造面の耐久性はいうまでもなく、制度的あるいは社会的側面からみても、恒久的な生活排水処理施設といえることができる。このため、今後策定される市町村の生活排水処理計画においては、合併処理浄化槽の機能及び役割をより積極的に評価した上でその整備区域を設定し、引き続き公的支援を行うことにより設置推進を図るべきである。

また、一定の区域において整備された合併処理浄化槽が、生活環境の改善効果を発揮するためには、その適正な維持管理が不可欠であることから、市町村の支援及び関与の下、地域の合併処理浄化槽設置者等による維持管理組織を進展させ、合併処理浄化槽を安心して利用できるシステムを確立すべきである。

なお、浄化槽行政の推進にあたっては、生活排水処理計画の策定及び推進に関する市町村への指導、あるいは、浄化槽法をはじめとする関連の諸制度の運用等において、引き続き関係省庁の間で十分な連携協力が行われる必要がある。

## 2. 合併処理浄化槽の計画的普及

### (1) 合併処理浄化槽の計画的普及の意義と必要性

#### ① 集落等を単位とした面的整備

合併処理浄化槽設置整備事業が実施されはじめた当初は、特に整備区域を設定することなく年間敷基程度設置し、住民に対する紹介・啓発効果を期待する市町村が大半であった。しかし、こうした整備では、地域において目に見える環境改善効果は発現しにくいことから、今後は、集落等を単位とした計画的な整備、いわゆる面的整備が望まれる。これにより、維持管理も組織的に効率よく行うことができ、住民の負担が軽減されるだけでなく、関係業者にとっても効率のよい保守点検、清掃等が実施できることになる。

このため、近年、合併処理浄化槽を集落等を単位に計画的に整備する市町村が増加しており、設置整備事業も、住民への紹介・啓発の段階から、地域の環境改善のための面的整備の段階に入ったと考えることが適当である。国としても、今後、合併処理浄化槽の地域ぐるみの面的整備がより一層推進されるよう市町村を指導すべきである。

#### ② 地域住民の理解と合意による普及

合併処理浄化槽による生活排水処理対策は、その設置者及び管理者となる地域住民の理解と合意により進めるべきものであり、その必要性及び意義について地域住民の十分な納得を得る必要があることから、各市町村には、生活排水処理計画策定の段階から住民参加を求め、地域ぐるみの取組みを推進することが期待される。これにより、地域住民の環境保全への認識も自然に高まり、浄化槽の維持管理についても、より確実な体制づくりが可能になるものと思われる。

### (2) 生活排水処理計画における合併処理浄化槽の整備推進方策

#### ① 市町村の生活排水処理計画の策定のあり方

以上のような合併処理浄化槽の位置づけ、その計画的普及の必要性、改正廃棄物処理法に示された廃棄物の減量化、再生利用の方向等を踏まえ、生活排水処理計画については、以下のように充実を図るべきである。

- a. 生活排水の自己処理、減量化、再生利用の具体的な推進方策や目標を明らかにすること。
- b. 合併処理浄化槽の位置づけ及び市町村内の各地域への適合性を明らかにすること。
- c. 上記bを踏まえ、地域の実情に応じて、生活排水対策の緊急性、住民の要望、維持管理を含めたコスト等を十分考慮して、合併処理浄化槽整備区域の積極的な設定を行い、下水道等の生活排水処理施設整備区域との区分を明らかにした上で、計画期間、各年次の設置基数等具体的な整備目標を明らかにすること。
- d. 整備区域内の住民に対する啓発や、条例、指導要綱等による合併処理浄化槽の設置指導等生活排水処理計画推進のための 方策を明らかにすること。
- e. 合併処理浄化槽の設置者の協議会等、地域の実情に応じた浄化槽の組織的な維持管理システムづくり、及びこれに対する市町村の支援と関与の方法等を明らかにすること。
- f. 浄化槽汚泥について、積極的なリサイクルをめざした処理・再生の方法等を明らかにすること。

これらの他、改正廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進審議会の活用等、生活排水処理計画の策定及び推進を通じ、住民の意識啓発、合意形成が図られるような内容とすべきである。

## ② 合併処理浄化槽整備区域の積極的な設定

整備区域の設定は、合併処理浄化槽の面的整備を進める上で特に重要である。現行の生活排水処理基本計画策定指針においても、これを設定することとされているが、実際には、合併処理浄化槽の性能や役割についての理解不足、他の生活排水処理施設との間の選択の迷い等もあり、まず下水道、コミュニティ・プラントや農業集落排水施設の整備区域を設定した上で、残った区域を消極的に合併処理浄化槽の整備区域とする市町村がまだ多くみられる。

しかし、以上のように、合併処理浄化槽は、生活排水の排出者である住民自身が身近な場所でこれを適正に処理し、リサイクルできる等優れた生活排水処理施設であることから、市町村はその整備区域を積極的に設定し、区域内の住民の理解と合意の下に計画的な整備を図っていくべきである。また、整備計画の期間が数年以上に及ぶ場合には、地域住民の意識等を勘案した上で各年次の整備区域を定め、周辺への啓発

効果をも勘案しながら逐次計画を進めていくことが望まれる。

## (3) 生活排水処理計画の推進方策

### ① 住民参加による組織的な対応

整備区域において合併処理浄化槽を計画的に整備するためには、住民参加による合意形成のための組織づくりが重要であり、設置整備事業を実施する市町村の中には、既にそのための協議会等を組織化しているところもある。

これらの組織には、合併処理浄化槽の設置予定者だけでなく、単独処理浄化槽や汲取りトイレを利用する住民をも積極的に参加させるとともに、浄化槽の保守点検業者や清掃業者、施工業者にも積極的な協力、参加を求め、また、必要に応じ製造業者にも協力を求めることにより、地域住民、市町村、関係業者が三位一体となって取り組める組織とすることが望ましい。

なお、このような協議会等の組織は、合併処理浄化槽の計画的な整備の推進だけではなく、適正な維持管理システムの確立にも中心的役割を果たすことが期待される。

### ② 既設単独処理浄化槽の合併処理化

合併処理浄化槽整備区域内に既に設置されている単独処理浄化槽については、できるだけ早期に合併処理浄化槽に付け換えるか、変則合併処理浄化槽として生活雑排水が処理できるようにすべきである。しかしながら、単独処理浄化槽の設置者にとっては、トイレの水洗化という利便は既に達せられており、また、合併処理化には種々の負担が伴うことから、現実問題としては生活雑排水の適正な処理への動機づけは働きにくいと考えられる。

市町村の中には、整備区域内で相当数の世帯が合併処理浄化槽を設置したことに伴い、住民相互間の意識啓発により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付換えも進み、集落全体の面的整備が実現した例もあるが、一般的には、意識啓発のみで計画を達成することは困難と考えられる。一つの対策としては、合併処理浄化槽の維持管理の負担が単独処理浄化槽に比べて小さくなるように市町村が支援することも考えられる。このような支援は、合併処理浄化槽設置者は、維持管理の段階においても、地域の生活環境保全に、より積極的に貢献しているということでも十分説明が可能と思われる。



さらに、既設単独処理浄化槽の付換えや変則合併処理浄化槽の設置は、合併処理浄化槽の新規設置に比べ、より多くの費用を要することから、市町村の設置費助成においてもより手厚くする等の対策が講じられるべきである。

### ③ 生活排水処理計画の実現のための住民指導のあり方

合併処理浄化槽整備区域においても、住民が単独処理浄化槽を選択して設置する可能性があるが、一旦設置された単独処理浄化槽を合併処理化することには種々の負担が伴うことから、当初から合併処理浄化槽が選択されるよう、市町村としても住民に対し強い指導を行う必要がある。市町村の中には、整備区域内の住民の理解と合意を得るために指導要綱等を策定し、単独処理浄化槽の新規設置の抑制を図りつつ、合併処理浄化槽の設置を推進する事例がみられるが、このような方法は、行政が主体となって区域内の住民のコンセンサスづくりを進めるために有効であると思われる。法律による、国民に対する生活雑排水処理の義務づけは、将来的には検討されるべき課題であるが、それまでの間、地域住民の合意が得られる場合には、市町村の指導要綱、さらに進んで条例による合併処理浄化槽の設置義務づけ等の措置が検討されるべきである。また、こうした積極的な対策を講じる市町村については、合併処理浄化槽設置整備事業の国庫補助における優先的な採択を含め、国等による支援措置が考慮されるべきである。

#### (浄化槽による生活雑排水処理の義務づけの考え方)

生活排水の処理については、浄化槽法上、浄化槽によるし尿の処理が義務づけられているほか、生活雑排水については、水質汚濁防止法により、排出者に対しその処理のための施設の整備について努力義務が課せられている。これは、生活排水、とりわけ生活雑排水が公共用水域の水質汚濁の主要な原因になっていることから、平成2年の同法の改正により盛り込まれたものである。さらに、浄化槽等による生活雑排水の処理を、排出者の努力義務ではなく、本来の法律上の義務とすることについては、環境保全に対する住民意識の高まり等から、生活雑排水の自己処理は当然であるとの国民的なコンセンサスが形成されていくならば、今後検討すべき問題である。

この問題の検討にあたっては、第1に、生活雑排水の処理にあたっての住民の負担の問題、すなわち、下水道等公的な生活排水処理施設が整備されている地域の住民が、

使用料金等を負担すれば生活雑排水を処理できる一方で、その他の地域の住民に対し、合併処理浄化槽等の設置及びその後の維持管理について相当の負担を求められるか、第2に、事業場からのいわゆる事業系排水については、法律上、一日排水量50㎡以上の場合にのみ規制が行われている一方で、一般家庭に対し、日常生活に伴って不可避免的に生ずる一日1㎡程度の生活雑排水について処理を義務づけられるか、といった点について十分な考慮がなされる必要がある。

なお、全国の住民を対象とした義務づけに先行して、水道水源地域等特定の地域の公共用水域の水質保全のため、当該地域の住民に対して生活雑排水の処理を義務づけることが特に必要と考えられるような場合には、維持管理体制の確保や、上記の点にも配慮しつつ、制度的な対応についての検討を急ぐべきである。この場合には、合併処理浄化槽設置整備事業の国庫補助における優先採択が考慮されるべきである。

#### (4) 合併処理浄化槽設置整備事業の効果的な推進方策

地方公共団体が整備すべき廃棄物処理施設の整備計画については、第7次5か年計画(平成3年度～7年度)に、合併処理浄化槽設置整備事業が初めて盛り込まれ、厚生省としては総額2,666億円の事業費により、430万人分の合併処理浄化槽を整備することとしている。

合併処理浄化槽設置整備事業については、市町村の取組みに大きな差がみられ、地域ぐるみの面的整備を計画的に進める市町村が増加しつつある一方で、住民の散発的な要望に応じて年間数基程度の整備を行う市町村も少なくない。第7次5か年計画の目標を実現するためには、国としても前者のような市町村の取組みを積極的に支援し、全国各地の市町村において計画的な面的整備を推進する必要がある。

このため、国は、市町村の生活排水処理計画の策定のあり方及びその推進方策を踏まえて、合併処理浄化槽設置整備事業の実施にあたり、以下のような措置を講じるべきである。

- a. より維持管理が容易で性能の安定した技術水準の高い合併処理浄化槽の普及を図るほか、優良な生活排水処理計画の策定例の紹介、計画策定マニュアルの作成等、市町村に対して必要な情報を提供すること。
- b. 合併処理浄化槽整備区域をより積極的に設定する市町村に対し、当該区域における整備をより一層効果的なものとするための総合的な助言、指導等技術的な援助を行う

立場から、国があらかじめ当該地域の整備計画を事業として承認した上で優先的に国庫補助を行う等重点化、効率化を図ること。

c. 合併処理浄化槽への付換えや変則合併処理浄化槽の設置が促進されるよう、具体的な方策について必要な検討を行うこと。

d. 利用人数に照らし、適正な規模の合併処理浄化槽が設置されるような人員算定基準のあり方やその運用、変則合併処理浄化槽やグリストラップ等前処理設備の位置づけを含めた浄化槽の構造基準について検討すること。

なお、一般家庭のほか、小規模の事業場からも生活雑排水が排出される場合があるが、このような生活雑排水についても合併処理浄化槽により、し尿と併せて効率的に処理を行うことができることから、合併処理浄化槽の整備区域においては、その設置費用についての公的融資その他の施策の活用を検討すべきである。

#### (5) 広域的調整等

廃棄物処理法によれば、都道府県は、生活排水処理計画を策定する市町村に対し、必要に応じて助言、指導を行うこととされている。これについては、市町村をまたがる河川等の流域全体について、特に水道水源の保全等のため生活排水対策を緊急に要する地域では、都道府県から当該流域の各市町村に対し、合併処理浄化槽の整備についてより積極的な指導を行う等、管下市町村の生活排水処理対策全体を総合的に調整する観点から行われる必要がある。

また、都道府県は、市町村による合併処理浄化槽の面的整備に対する支援や、既設単独処理浄化槽の合併処理化推進のための重点的な補助を行う等積極的な役割を果たすほか、住民啓発等の面でも市町村の整備事業への積極的な支援等を行うことが期待される。

さらに、市町村が合併処理浄化槽の整備区域を設定して、計画的に面的整備を図る場合に、第一線の行政機関である保健所等を通じ、維持管理技術の向上を図るための指導等を行うとともに、いわゆる地域の放流同意の慣行により合併処理浄化槽の円滑な整備が阻害されることのないよう、その処理性能等について地域の関係者に対し理解を徹底する等の積極的な役割を果たすべきである。

### 3 浄化槽の維持管理の適正な実施

#### (1) 維持管理の現状と課題

##### ① 保守点検

浄化槽の保守点検については、十分に実施されていない地域があるとの指摘や、地域によって料金のバラツキが大きいとの指摘もあり、保守点検制度やその料金に対し、国民の理解が必ずしも十分得られていない場合がある。

浄化槽法上、保守点検は浄化槽管理士が実地に行うこととなっているが、地域によってはその数が十分ではなく、必ずしも資格者により行われていないとの指摘もあり、都道府県知事等の登録を受けている保守点検業者に対し、浄化槽管理士の確保を徹底することが必要である。また、浄化槽の保守点検技術の向上や新しいタイプの浄化槽に対応すべく、浄化槽管理士の資質を向上させていく必要がある。

以上のことから、国は、浄化槽法に基づく保守点検の技術上の基準等を必要に応じで見直すほか、浄化槽管理士が具体的な保守点検作業を行う場合のガイドラインを、小型合併処理浄化槽や農業集落排水施設等のそれぞれについて示すとともに、その周知及び理解の徹底を図るため、浄化槽管理士の再教育等その育成のための措置を講ずるべきである。

##### ② 清掃

浄化槽の清掃については、概ね適正に実施されているが、保守点検と同様、地域によって清掃業者への委託料金のバラツキが非常に大きく、清掃料金に対する国民の十分な理解が得られていない場合がある。

清掃は、保守点検の結果必要と判断された場合に実施されることとなっているが、清掃業者との連携が十分でない場合には、不適切な時期に清掃が行われることにより、かえって浄化槽の性能が不安定になる場合があるとの指摘があり、両者の緊密な連携を確保することが必要である。また、浄化槽の内部設備等は高度化、複雑化する傾向にあることから、より高い技術水準の清掃が求められており、清掃実務者の資質向上を図る必要がある。

以上のことから、国は、浄化槽法に基づく清掃の技術上の基準等を必要に応じで見